

妊娠を希望する女性とその家族の方へ 風しんの予防接種費用を全額補助します

～予防接種で赤ちゃんの先天性風しん症候群を予防しましょう～

■補助対象者 (1)～(4)のすべてに該当する人

- ☐ (1)接種日に八峰町に住所がある人
- ☐ (2)風しん抗体検査の判定が、次のア～ウまでのいずれかに該当する人
 - ア HI 法 16 倍以下
 - イ EIA 法 陰性もしくは判定保留または EIA 価 8.0 未満の陽性
 - ウ 抗体価が低いと医師が判定した人
- ☐ (3)次のア～エまでのいずれかに該当する人
 - ア 妊娠を希望する女性
 - イ 妊娠を希望する女性のパートナー
 - ウ 妊娠している女性のパートナー
 - エ 妊娠している女性と同居している人
- ☐ (4)一度もこの補助を受けていない人



※注意点※

- ☐ 妊娠の可能性のある人や妊娠中の人は接種できません。
- ☐ パートナーとは配偶者またはそれに準ずる人のことをいいます。
- ☐ 同居とは住民基本台帳により同一住所であることをいいます。
- ☐ S37.4.2～S54.4.1 生まれの男性はクーポン持参での抗体検査・定期接種をしてください。

秋田県では、風しんの抗体検査費用を全額助成しています。詳しくは秋田県健康福祉部保健・疾病対策課
(☎018-860-1427)へお問い合わせください。

■補助額 接種費用全額

■補助対象となる予防接種

- ・麻しん風しん混合ワクチン(MR ワクチン) ※麻しんの予防も可能なためお勧めします。
- ・風しん単独ワクチン

■申請期限

予防接種を受けた日の属する年度の末日(3月31日)まで

■申請方法

医療機関で接種費用を全額支払った後、下記の窓口に必要な書類を提出してください。

■申請に必要なもの

- ☐ 八峰町風しん予防接種費補助金交付申請書
- ☐ 風しん抗体検査の結果
- ☐ 医療機関が発行した領収書
- ☐ 補助対象(3)ウまたはエの場合のみ：母子手帳の写し(子の保護者欄が記載されているページ)
- ☐ 通帳またはキャッシュカード

■予防接種による健康被害救済制度について

予防接種によって引き起こされた副反応により医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障がいを残す等の健康被害が生じたりした場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構が実施する医薬品副作用被害救済制度に基づく救済制度があります。

お問い合わせ 八峰町 福祉保健課 子育て支援係 ☎0185-76-4608